

薬局の休廃止又は再開の届出に関する手続の概要

提出書類	1	休止・廃止・再開届書
	2	薬局開設許可証 (廃止を届け出る場合に限る。)
その他		
提出部数	届書、添付書類とも各1部	
手数料	不要	
備考	休止、廃止又は再開後、30日以内に提出すること。	
提出及び 問い合わせ先	薬局の所在地を所管する保健所	
	安来市	松江保健所衛生指導課 〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 (いきいきプラザ島根 3階) TEL: 0852-23-1317
	奥出雲町、雲南市、飯南町	雲南保健所衛生指導課 〒699-1396 雲南市木次町里方 531-1 TEL: 0854-42-9515
	出雲市	出雲保健所衛生指導課 〒693-0021 出雲市塩冶町 223-1 TEL: 0853-21-1185
	大田市、川本町、美郷町、邑南町	県央保健所衛生指導課 〒694-0041 大田市長久町長久ハ 7-1 TEL: 0854-84-9806
	江津市、浜田市	浜田保健所衛生指導課 〒697-0041 浜田市片庭町 254 TEL: 0855-29-5556
	益田市、津和野町、吉賀町	益田保健所衛生指導課 〒698-0007 益田市昭和町 13-1 TEL: 0856-31-9551
隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村	隠岐保健所環境衛生課 〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 TEL: 08512-2-9719	